

福島国際研究教育機構非常勤職員給与規程

令和5年規程第24号

令和5年4月1日

令和5年7月3日

令和5年12月25日

令和6年12月11日

令和7年1月17日

令和7年8月25日

最終改正 令和8年2月6日

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 給与（第4条～第17条）
- 第3章 給与の特例（第18条～第22条）
- 第4章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第125条の規定に基づき準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項の規定に基づき、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の非常勤職員（福島国際研究教育機構非常勤職員就業規則（令和5年規程第20号。以下「非常勤職員就業規則」という。）の適用を受ける職員をいう。）に対する給与の支給の基準を定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 非常勤職員のうち執行役の役職を占める職員（以下「非常勤執行役」という。）の給与は、非常勤執行役手当、超過勤務手当及び夜勤手当とする。
2 非常勤執行役を除く非常勤職員の給与は、俸給及び諸手当とする。諸手当は、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、在宅勤務等手当とする。ただし、支給する手当は、雇用契約の定めるところによる。

(給与の支給方法)

第3条 非常勤職員の給与は、法令等の規定により、非常勤職員の給与から控除すべき金額を控除し、その控除後の額を非常勤職員に直接現金で支給する。
2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員から申し出があった場合は、その者に対する給与をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支給する。

第2章 給与

(俸給)

第4条 非常勤職員の俸給は時間給、日額又は月額とし、原則として常勤職員の給与を上回らない範囲内において非常勤職員の能力及び経験並びに職務の複雑、困難及び責任の度等を総合的に勘案し、理事長が決定する。ただし、これによりがたい場合には理事長が決定した額とする。

(俸給の支給定日)

第5条 俸給の支給定日は、毎月16日とし、その前月の初日から末日までの勤務実績に応じた額を支給する。
2 前項に規定する支給定日が、福島国際研究教育機構職員就業規則（令和5年規程第19号。以下「職員就業規則」という。）第24条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日以外の日を支給定日とする。

(管理職手当)

第5条の2 管理職手当は、月額とし、理事長が別に指定する監督又は管理の地位にある役職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）に対して、その特殊性に基づき支給する。

2 前項の管理職手当の月額は、福島国際研究教育機構職員給与規程（令和5年規程第22号。以下「職員給与規程」という。）第8条又は福島国際研究教育機構研究職員給与規程（令和5年規程第23号）第6条の2に定める管理職手当の水準を超えないものとする。

3 第5条の規定は、前各項による管理職手当の支給について準用する。この場合において、第5条中「俸給」とあるのは「管理職手当」と読み替えるものとする。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、次に掲げる非常勤職員に支給する。

（1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする非常勤職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤職員以外の非常勤職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる非常勤職員を除く。）

（2）通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（機構の所有に属するものを除く。）（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする非常勤職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤職員以外の非常勤職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる非常勤職員を除く。）

（3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする非常勤職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤職員以外の非常勤職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる非常勤職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）前項第1号に掲げる非常勤職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該非常勤職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

（2）前項第2号に掲げる非常勤職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて理事長が定める額（第16条の規程により在宅勤務等手当を支給される非常勤職員及び支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める非常勤職員にあつては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

- (3) 前項第3号に掲げる非常勤職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 非常勤職員への採用又は在勤する機構の事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする機構の事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった非常勤職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる非常勤職員で、当該採用又は機構の事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該非常勤職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 第1項第2号又は第3号に掲げる非常勤職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が理事長が定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（理事長が定める非常勤職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として理事長が定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該非常勤職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第5条第1項に規定する俸給の支給定日に支給する。ただし、支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、支給定日に支給することができないときは、支給定日後に支給することができる。

- 7 通勤手当を支給される非常勤職員につき、退職し、又は解雇にされた場合その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該非常勤職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

（特殊勤務手当）

- 第6条の2 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する非常勤職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（俸給の不支給）

- 第7条 非常勤職員が勤務しないときは、非常勤就業規則第33条に規定する年次有給休暇による場合及び同規則第36条に規定する特別休暇のうち有給の休暇による場合並びに同規則第28条第1項の規定又は同規則第30条第1項の規定により請求があつた場合その他理事長が認める場合を除き、勤務しない時間数に相当する俸給は支給しない。

（超過勤務手当）

- 第8条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125
 - (2) 職員就業規則第24条に規定する休日における勤務 100分の135
 - (3) 前号までに掲げる勤務以外の勤務 100分の125
- 2 非常勤職員が、正規の勤務時間を超えてした前項第1号又は第3号に掲げる勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合」とあるのは、「100分の100」とする。
 - 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた非常勤職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分

の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4 管理監督職員にあつては、前項までに掲げる超過勤務手当を支給しない。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。
- 5 非常勤執行役に対する前項の規定の適用については、前項中「第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「第16条に規定する非常勤執行役手当の額を月における所定労働時間数で除した金額」と読替える。
- 6 超過勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（夜勤手当）

第9条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

- 2 非常勤執行役に対する前項の規定の適用については、前項中「第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「第16条に規定する非常勤執行役手当の額を月における所定労働時間数で除した金額」と読替える。
- 3 夜勤手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（勤務1時間当たりの給与額等の算出における端数計算）

第10条 第8条及び第9条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額等の算出）

第11条 第8条及び第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 俸給が時間給の場合 第4条の規定により決定する俸給の額及び在宅勤務等手当の月額を月における所定労働時間数で除した額を合計した金額
- (2) 俸給が日額の場合 第4条の規定により決定する俸給の額を1日の所定労働時間数で除した額及び在宅勤務等手当の月額を月における所定労働時間数で除した額を合計した金額
- (3) 俸給が月額の場合 第4条の規定により決定する俸給の額及び在宅勤務等手当の月額の合計額を月における所定労働時間数で除した金額

（期末手当）

第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条までにおいてこれらの日を「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（以下この条から第14条第1項までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの期末手当基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされた非常勤職員（理事長が別に定める非常勤職員を除く。）についても、同様とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該非常勤職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその期末手当基準日現在（退職し、又は解雇された非常勤職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において非常勤職員が受けるべき俸給月額相当額（以下この条及び第14条において「俸給月額相当額」という。）とする。

第13条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 期末手当基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に非常勤職員就業規則第57条第1項第1号の規定による懲戒解雇の処分を受けた非常勤職員
- (2) 期末手当基準日前1箇月以内又は期末手当基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された（死亡による退職を除く。以下この条及び第14条において同じ。）非常勤職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第14条 理事長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた非常勤職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、機構が行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長又はその委任を受けた者が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付する。

(勤勉手当)

- 第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第3項においてこれらの日を「勤勉手当基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤職員に対し、当該非常勤職員の勤勉手当基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された非常勤職員（理事長が別に定める非常勤職員を除く。）についても、同様とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、非常勤職員の勤務期間による割合及び業績を踏まえて理事長が決定する成績率を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその勤勉手当基準日現在において非常勤職員が受けるべき俸給月額相当額とする。
- 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第12条中「前条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第1号中「期末手当基準日から」とあるのは「勤勉手当基準日

から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第15条第1項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（在宅勤務等手当）

第16条 住居その他これに準ずるものとして理事長が別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他理事長が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、理事長が別に定める期間以上の期間について一箇月当たり平均10日に非常勤職員就業規則第22条に定める勤務時間を職員就業規則第23条第1項に定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数を超えて承認又は命ぜられた非常勤職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円に非常勤職員就業規則第22条に定める勤務時間を職員就業規則第23条第1項に定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 在宅勤務等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（非常勤執行役手当）

第17条 非常勤執行役手当は、当該非常勤執行役の能力、経験、担当業務等を総合的に勘案して理事長が決定し、支給する。ただし、職員給与規程第4条第1項の規定による執行役俸給表の適用を受ける職員の報酬を参考として算定するものとし、かつこれを上回らないものとする。

- 2 第5条の規定は、第1項の規定による非常勤執行役手当の支給について準用する。この場合において第5条中「俸給」とあるのは「非常勤執行役手当」と読み替えるものとする。

第3章 給与の特例

（病気休暇の期間に係る給与の取扱い）

第18条 非常勤職員が負傷し又は疾病にかかり、非常勤職員就業規則第37条第1項又は第2項に掲げる事由に該当して病気休暇を取得した期間については、勤務しない時間数に相当する俸給は支給しない。

（育児休業等職員の給与）

第19条 非常勤職員就業規則第38条第1項の規定により育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 第12条第1項に規定するそれぞれの期末手当基準日に育児休業をしている非常勤職員のうち、期末手当基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある非常勤職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第15条第1項に規定するそれぞれの勤勉手当基準日に育児休業をしている非常勤職員のうち、勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間において勤務し

た期間がある非常勤職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

- 4 非常勤職員が非常勤職員育児・介護休業等規程第22条第1項に規定する託児時間により勤務しない場合には、勤務しない時間数に相当する俸給は支給しない。

(介護休業等職員の給与)

第20条 非常勤職員育児休業・介護休業等規程（令和5年規程第34号）第3条第1項第7号に規定する介護休業又は同項第9号に規定する介護時間により勤務しない場合には、勤務しない時間数に相当する俸給は支給しない。

(給与の非常時支給)

第21条 機構は非常勤職員が非常勤職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、死亡又はやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合の費用に充てるために請求する場合においては、支給定日前であっても、既往の労働に対する給与を支払わなければならない。

(端数の取扱い)

第22条 この規程により計算した第2条各項に規定する各給与項目ごとに1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

第4章 雑則

(実施細則)

第23条 この規程に定めるもののほか、非常勤職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和5年12月25日から施行する。ただし、本則第16条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 本則第12条第2項の規定は、令和5年12月1日を基準日とする期末手当から適用し、当該期末手当に関する同項の適用については、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。

(給与の内払)

第2条 令和5年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この規程は、令和7年1月17日から施行する。
- 2 本則第16条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
 - 3 本則第6条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
 - 4 本則第12条第2項の規定は、令和6年12月1日を基準日とする期末手当から適用し、当該期末手当に関する同条第2項の適用については、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」とする。
 - 5 前項の適用に伴う差額の支給日は、令和7年1月31日とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この規程は、令和8年2月6日から施行する。
- 2 本則第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
 - 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における本則第6条第2項第2号の規定の適用については、同条同項同号ハ中「7, 100円」とあるのは「7, 300円」と、同条同項同号ニ中「10, 000円」とあるのは「10, 400円」と、同条同項同号ホ中「12, 900円」とあるのは「13, 500円」と、同条同項同号ヘ中「15, 800円」とあるのは「16, 600円」と、同条同項同号ト中「18, 700円」とあるのは「19, 700円」と、同条同項同号チ中「21, 600円」とあるのは「22, 800円」と、同条同項同号リ中「24, 400円」とあるのは「25, 900円」と、同条同項同号ヌ中「26, 200円」とあるのは「29, 100円」と、同条同項同号ル中「28, 000円」とあるのは「32, 300円」と、同条同項同号ヲ中「29, 800円」とあるのは「35, 500円」と、同条同項同号ワ中「31, 600円」とあるのは「38, 700円」とする。
 - 4 本則第12条第2項の規定は、令和7年12月1日を基準日とする期末手当から適用し、当該期末手当に関する同条第2項の適用については、「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」とする。
 - 5 第3項及び前項の適用に伴う差額の支給日は、令和8年2月の俸給の支給日とする。

(給与の内払)

第2条 令和7年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に非常勤職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。